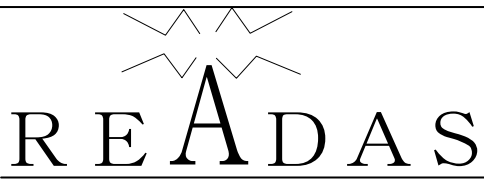


第 5586 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 7日 月曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

海外口座情報の自動交換制度

Q：海外の預金口座等が国税庁に報告される制度が始まるそうですが、どのような内容なのですか？

A：平成30年9月より始まります。

【解説】

非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換のための報告制度(本制度)が、始まりました。

この制度は、平成29年1月1日以後に銀行や証券会社等に口座開設をした者が記載した届出書の中から、非居住者に係る金融口座情報を取りまとめ、各国の税務当局と自動的情報交換をするというもので、その第1回目が平成30年9月30日に行われます。

つまり、平成29年のデータから交換開始が始まり、居住者の海外口座が国税に把握されることになるということです。

本制度により提供される口座情報には、次のようなものがあります。

- ①報告対象者の氏名又は名称
- ②住所又は本店もしくは主たる事務所の所在地
- ③居住地国
- ④外国の納税者番号
- ⑤口座残高
- ⑥利子・配当等の年間受取総額

